

## 江戸川区子どもの入院医療費の助成に関する条例

### (目的)

第一条 この条例は、子どもを養育している者に対し、子どもの入院に係る医療費の一部を助成することにより、子どもの保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第二条 この条例において「子ども」とは、六歳に達した日の翌日以後における最初の四月一日から十二歳に達した日以後における最初の三月三十一日までの間にある者をいう。

2 この条例において「子どもを養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 子どもを監護し、かつ、生計を同じくする父又は母

二 父母に監護されず、又は生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者

3 前項第一号の場合において、父及び母がともに子どもを監護し、かつ、生計を同じくするとき、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者が監護し、かつ、生計を同じくするものとみなす。

### (対象者)

第三条 この条例により入院医療費の助成の対象となる子ども（以下「対象者」という。）は、江戸川区内に住所を有する子どもであつて、その者の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）又は江戸川区規則（以下「規則」という。）で定める社会保険に関する法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により、医療に関する給付が行われているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する者は、対象としない。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護を受けている者

二 規則で定める施設に入所している者

三 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三に規定する里親に委託されている者

（助成の範囲）

第四条 入院医療費の助成の範囲は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により入院医療に関する給付が行われた場合における入院医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方式によって算定した額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方式によることとされている場合においては、その算定方式により算定した額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって、対象者に係る国民健康保険法の規定による世帯主又は社会保険各法の規定による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額とする。

2 前項の助成は、同項に規定する法令以外の法令（東京都条例を含む。）の規定によって入院医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

（医療費の申請）

第五条 入院医療費の助成を受けようとする子どもを養育している者は、区長に申請しなければならない。

（医療費の助成）

第六条 対象者に係る入院医療費の助成は、助成する額を当該子どもを養育している者に支払うことにより行う。

（譲渡又は担保の禁止）

第七条 この条例による入院医療費の助成を受ける権利は譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成費の返還）

第八条 区長は、偽りその他不正の行為によって、入院医療費の助成を受けた者があるときは、その者から助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

子どもを養育している者に対し、子どもの入院に係る医療費の一部を助成することにより、子どもの保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資するため、本案を提出いたします。